

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部地域振興担当 ( 06-6208-7318 )
処分担当名	各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者)
処分の名称	区役所附設会館の附属設備使用許可
概要	大阪市区役所附設会館の附属設備を使用する場合、各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者) へ使用申込を行い、使用許可を取る必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例第12条 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 区役所附設会館条例第6条による使用許可を受けているか、又は受けられること</p> <p>○附設会館は、区役所附設会館を使用することを前提に設置されているものです。</p> <p>(2) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがないこと</p> <p>○「迷惑」とは、当該行事が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。</p> <p>○以下の場合はこの要件を満たしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常に大きな音量等騒音を発する場合</li> <li>・ 著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合</li> <li>・ その他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合</li> </ul> <p>(3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと</p> <p>○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含まれます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な取扱いにより附属設備を損傷するおそれがある場合</li> <li>・ 旗ざおなどを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合</li> </ul> <p>(4) 管理上支障がないこと</p> <p>○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>○以下の場合はこの要件を満たしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合</li> <li>・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合</li> <li>・ 多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果 (抽選、先着順) として許可できない場合</li> </ul> <p>(5) その他市長が不適当と認める事由がないこと</p>
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	
提出先	各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者)
提出時期	随時
提出方法	各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者) へ大阪市区役所附設会館の使用申込書を提出してください。
手数料	
相談窓口	各区の財団法人コミュニティ協会 (指定管理者)
ホームページ	
備考	

## 区役所附設会館一覧

区名	施設名	指定管理者	施設所管局部課名	連絡先
北区	北区民センター	北区コミュニティ協会	北区区民企画担当	6313-9734
	大淀コミュニティセンター			
都島区	都島区民センター	都島区コミュニティ協会	都島区区民企画担当	6882-9734
福島区	福島区民センター	福島区コミュニティ協会	福島区区民企画担当	6464-9734
此花区	此花区民ホール	此花区コミュニティ協会	此花区地域振興担当	6466-9734
中央区	中央区民センター	中央区コミュニティ協会	中央区区民企画担当	6267-9734
	中央会館			
西区	西区民センター	西区コミュニティ協会	西区区民企画担当	6532-9734
港区	港区民センター	港区コミュニティ協会	港区地域振興担当	6576-9734
	港近隣センター			
大正区	大正区民ホール	(区直営)	大正区地域振興担当	4394-9734
	大正会館	大正区コミュニティ協会		
天王寺区	天王寺区民センター	天王寺区コミュニティ協会	天王寺区区民企画担当	6774-9734
浪速区	浪速区民センター	浪速区コミュニティ協会	浪速区区民企画担当	6647-9734
西淀川区	西淀川区民ホール	西淀川区コミュニティ協会	西淀川区区民企画担当	6478-9734
	西淀川区民会館			
淀川区	淀川区民センター	淀川区コミュニティ協会	淀川区区民企画担当	6308-9734
東淀川区	東淀川区民ホール	(区直営)	東淀川区区民企画担当	4809-9734
	東淀川区民会館	東淀川区コミュニティ協会		
東成区	東成区民ホール	(区直営)	東成区地域振興担当	6977-9734
	東成会館	東成区コミュニティ協会		
	玉津会館			
生野区	生野区民センター	生野区コミュニティ協会	生野区区民企画担当	6715-9734
旭区	旭区民センター	旭区コミュニティ協会	旭区区民企画担当	6957-9734
城東区	城東区民ホール	城東区コミュニティ協会	城東区区民企画担当	6930-9734
	城東会館			
鶴見区	鶴見区民センター	鶴見区コミュニティ協会	鶴見区区民企画担当	6915-9734
阿倍野区	阿倍野区民センター	阿倍野区コミュニティ協会	阿倍野区区民企画担当	6622-9734
住之江区	住之江区民ホール	(区直営)	住之江区区民企画担当	6682-9734
	住之江会館	住之江区コミュニティ協会		
住吉区	住吉区民センター	住吉区コミュニティ協会	住吉区区民企画担当	6694-9734
東住吉区	東住吉区民ホール	(区直営)	東住吉区区民企画担当	4399-9734
	東住吉会館	東住吉区コミュニティ協会		
平野区	平野区民センター	平野区コミュニティ協会	平野区区民企画担当	4302-9734
	平野区民ホール			
西成区	西成区民センター	西成区コミュニティ協会	西成区区民企画担当	6659-9734